

指導等について



令和2年2月

相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

- 指導の目的について
- 指導の形態について
- 実地指導における主な指摘事項
- 監査について
- 行政処分について

＜指導の目的＞

利用者に対するサービス提供内容の質の確保及び自立支援給付費（障害児通所給付費等）の請求等の適正化を図ること

《根拠法令等》

- 障害者総合支援法第10条第1項【障害福祉サービス事業者等】
- 児童福祉法第57条の3の2第1項【障害児通所支援事業者等】
- 相模原市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱

<指導の形態>

1. 集団指導

集団指導は、指定障害福祉サービス事業所等の管理者又は従業者を一定の場所に集めて講習会の方法により行うもの。

2. 実地指導

指定障害福祉サービス等事業所において行うもの。事業所現地にて各書類の確認、ヒアリング等を行います。

< 実地指導時の確認書類 >

- 事業所指定に関する書類（事業所開設後の変更届や体制届を含む。）
- 運営規程
- 利用者名簿、利用に係る契約書、重要事項説明書、個人情報取扱の同意書等
- 個別支援計画、アセスメント票（モニタリング票含む）、サービス提供の記録等の利用者支援に関する書類
- 給付費請求に関する書類（各月の請求の内容が分かる資料、各種加算の算定要件を確認できる資料）、実績記録票、利用者負担額等の領収書及び代理受領通知書等
 - 受給者証の控え
 - 事故、苦情に関する記録
 - 従業員の雇用（資格）関係書類、勤務表（シフト表）、出勤簿（タイムカードでも可）、給与台帳、研修記録、就業規則等
 - 業務日誌、職員等会議記録
 - 非常災害対策計画、避難訓練等の実施記録
 - 収支決算書等の事業所の会計に関する書類

令和元年度に実施した実地指導における主な指摘事項です。

＜契約書等の不備＞

- ・ サービス支給決定の有効期間を超えた期間で利用契約を締結している利用者がいた。
- ・ 個人情報に関する同意書が作成されていない利用者がいた。

＜個別支援計画の未作成等＞

- ・ 個別支援計画をサービス提供時までには作成していない利用者がいた。
- ・ サービス管理責任者が、個別支援計画の作成業務等（計画の作成、モニタリングの実施、会議の開催、計画の見直しなどの一連の業務）を行っていなかった。
- ・ 個別支援計画をサービス管理責任者以外の従業者が作成していた。

＜会議の記録なし＞

- ・ 個別支援計画の作成に係る会議についての記録がない。
- ・ 個別支援計画の作成に係る会議の記録に不備があった。会議の日時、出席した従業者の氏名、対象の利用者氏名、会議の内容等について記録されていない。

＜サービス管理責任者等の欠如＞

- ・ サービス管理責任者について、一定の期間において常勤の要件を満たしている者がいない状況となっていた。
（常勤が勤務すべき勤務日数が足りていなかった）

＜従業者の欠如＞

- ・ 事業所に1名以上の常勤職員を配置すべきところ、非常勤職員しか配置していない期間があった。
- ・ 事業所に配置が必要な従業者について、常勤換算により配置すべき員数を満たしていない期間があった。

＜報酬請求の誤り＞

- ・ 報酬を誤った定員区分で請求していた。

<定員超過>

- 1日の利用定員を超えて、サービス提供を行っている事例が散見された。

<秘密保持>

- 従業者及び管理者であった者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に関する誓約書を作成する又は雇用契約書に秘密保持についての内容を盛り込む等の措置がされていない。

<記載もれ・押印もれ>

- 契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書等の書類について、日付の記載や利用者の押印等がない文書が散見された。
- 実績記録票における利用者の押印漏れや、押印誤りが散見された。

＜欠席時対応加算＞

- 欠席の連絡日が加算の算定要件を満たしていないものがあった。
- 欠席時対応加算に関する記録について、連絡を受けた日時、対応者、相談援助等の記載がなかった。
(対応記録に「無断欠席」とあり、連絡を受けずに加算を算定している事例もあった。)

＜児童指導員等加配加算＞

- 児童指導員等の加配職員は配置されていたものの、配置時間が足りず、算定要件を満たしていない期間があった。

<監査とは>

利用者・家族等からの通報や、実地指導において指定基準違反、不正請求等が疑われる場合に、監査を実施することがあります。

《根拠法令等》

- 障害者総合支援法第48条第1項【障害福祉サービス事業者等※】
- 児童福祉法第21条の5の2第1項【障害児通所支援事業者等※】
- 相模原市障害福祉サービス事業者等監査要綱

※事業・施設等の種類によって法令の根拠が異なります。

《勧告》

指定基準に従って適正な事業運営をしていないと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、指定基準を遵守すべきことを勧告することがあります。

期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することがあります。

《命令》

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、改善命令を発することもあります。上記命令をしたときは、その旨を公示します。

《指定の一部又は全部効力の停止、指定取消等》

命令に対する改善が図られない場合や、不正な手段による指定を受けた場合又は不正に給付費を請求している場合等においては、指定の効力の停止や指定の取消し等の処分を行うこともあります。

指定の取消し等をした場合は公示した上で、報道機関に処分内容の資料提供をする場合があります。

《給付費の返還について》

命令又は指定の効力の停止・取消し等により、返還金が生じる場合は、市町村は、返還金＋加算金（返還金の40／100）の返還を命じることがあります。

《相模原市における障害児通所支援事業所の行政処分》

1. 対象事業所

放課後等デイサービス事業所（2事業所）

2. 指定の効力停止の内容

指定の一部効力の停止（新規利用者の受入停止1か月）

※児童福祉法第21条の5の24第1項第5号に該当

3. 指定の効力停止の理由

当該放課後等デイサービス事業所は、相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年相模原市条例第73号）又は児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）に定める人員を配置していなかったにもかかわらず、障害児通所給付費を不正に請求し、本来得ることのできない給付費を受領した。

本件の障害児通所給付費の不正請求は、法第21条の5の24第1項第5号に該当することから、同項の規定により指定の一部の効力を停止するもの。

《不正請求の概要》

ア A事業所

平成28年5月から7月まで、「指導員加配加算(イ)」を算定するための要件である児童指導員等の加配がされていなかったにもかかわらず、「指導員加配加算(イ)」を算定して、不正に給付費を請求し、受領した。

また、平成28年6月においては、月の途中から直接支援職員が1名となり、条例に定める人員基準を満たしていなかったが、サービス提供職員欠如減算をせずに不正に給付費を請求し、受領した。

イ B事業所

平成28年6月及び7月は、児童指導員等の配置がされていなかったにもかかわらず、「児童指導員等配置加算」及び「指導員加配加算(イ)」を算定して、不正に給付費を請求し、受領した。

また、平成28年8月及び9月は、「指導員加配加算(イ)」を算定するための要件である児童指導員等の加配がされていなかったにもかかわらず、「指導員加配加算(イ)」を算定して、不正に給付費を請求し、受領した。

《事業所における問題点》

・ 法人内での情報共有が不足

指定申請の際に、市に提出した体制届の内容（従業員の勤務体制の状況、取得する加算の状況）について、事業所の管理者をはじめ、請求事務を担当する職員や、事業所の運営を補佐する役割を担う本部職員等も含め、事業所の運営に係る職員の誰もが内容を把握せずに、請求処理を行っていた。

・ 指定基準や報酬告示についての理解が不足

事業所開設後に、途中で指定基準を満たす人員配置が出来なかった際にも、上記、管理者・請求担当職員・本部職員においては、サービス提供職員欠如減算をすべきという認識が欠け、同様の請求処理を行っていた。

《事業者の皆様へ》

日頃から指定基準や報酬告示を確認し、適正な事業運営の確保に努めてください。また、従業員の急な退職等により、指定基準を満たす人員配置が出来なくなってしまう場合などは、速やかに届出をし、該当期間の減算等を適用するなど、指定基準や報酬告示を踏まえた対応をお願いいたします。

なお、以下のような事象が発覚すると、監査を行い、行政処分を行う場合もありますので、そのようなことが無いように留意してください。

- 虚偽の申請、届出
- 文書の偽造
- 違反状態の隠蔽など

参考資料①(事業者が遵守すべき基準:指定編)

サービス(施設)等名称	指定基準	最低基準
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、自立生活援助	<p>【基準条例】相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第10号)</p> <p>【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)</p> <p>【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号)</p>	<p>【基準条例】相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第10号)</p> <p>【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)</p>
障害者支援施設	<p>【基準条例】相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第10号)</p> <p>【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)</p> <p>【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日付け障発第0126001号)</p>	<p>【基準条例】相模原市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第10号)</p> <p>【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)</p>
地域相談支援 (地域移行・地域定着)	<p>【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)</p> <p>【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発第0330第21号)</p>	—
計画相談支援	<p>【基準省令】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号)</p> <p>【解釈通知】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発第0330第22号)</p>	—

参考資料②(事業者が遵守すべき基準:指定編)

	サービス(施設)等名称	指定基準	最低基準
児童福祉法	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	【基準条例】 相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号) 【基準省令】 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号) 【解釈通知】 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)	【基準条例】 相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号) 【基準省令】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	【基準条例】 相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年相模原市条例第11号) 【基準省令】 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号) 【解釈通知】 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)	
	障害児相談支援	【基準省令】 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第29号) 【解釈通知】 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第23号)	——

参考資料③(事業者が遵守すべき基準:報酬編)

	サービス(施設)等名称	報酬告示	報酬留意事項
障害者総合支援法	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助 自立生活援助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
	障害者支援施設		
	地域相談支援 (地域移行・地域定着)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)	
	計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)	
児童福祉法	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)
	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)	
	障害児童相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)	

※これらの基準以外にも厚生労働省からの通知やQ&Aにより基準の詳細が示されている場合もあります。

○省令、告示、通知等:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/index.html

○相模原市条例:相模原市ホームページ http://www3.e-reikinet.jp/sagamihara/d1w_reiki/mokuji_bunya.html

